

出題のねらい

【1】古代・中世、政治・経済の分野。

鎌倉幕府の衰退期における土地制度および平安京の造営についての基礎的な知識を史料から問いました。

【2】近世、社会・文化の分野。

元禄期から化政期にかけての文化の特徴が把握できているかを確認するとともに、それぞれの時代背景について、史料に即して理解できているかを問いました。

【3】近代、政治の分野。

明治政府がおこなった中央集権体制確立のための政策について、基礎的な知識を問いました。

うています。また、鎌倉幕府の政治機構や支配形態などの基礎的な理解の確認もしています。

史料B・Cは、平安京の遷都とその造営などに関する史料です。史料Bは、『日本紀略』に載せる平安京遷都の記述、史料Cは、『日本後紀』の記事で、徳政論争と呼ばれる議論を伝えたものです。平安時代初期は、平安京の造営事業と東北地方の蝦夷への軍事的行動が二大事業でした。805年に、桓武天皇はそのことについて論争させ、天下の民を苦しめているのは軍事と造作だと述べた藤原緒嗣の意見を取り入れ、二大事業は中止となりました。

【1】

【解答】(39点)

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| (1) 永仁の徳政令 | (3点) |
| (2) 承久の乱 | (3点) |
| (3) 京都(府) | (3点) |
| (4) これまでに売却された御家人の土地を元の所有者に戻せということ。 | (6点) |
| (5) すいこ (しゅつきよ、しゅっこ、すいきよ も可) | (3点) |
| (6) え | (3点) |
| (7) う | (3点) |
| (8) a あ b い | (各3点×2) |
| (9) 桓武天皇 | (3点) |
| (10) 東北地方での蝦夷との戦いと、平安京の造営。 | (6点) |

【解説】

史料Aの永仁の徳政令は、文永・弘安の役と呼ばれる蒙古襲来の後、十分な恩賞を与えることができなかった御家人たちへの救済策として出されました。それまで御家人たちの多くは、所領の分割相続の繰り返しによる土地の細分化や、貨幣経済の急速な発展の流れに取り残され、所領を質入れしたり売却したりするなど、生活は窮乏していました。そのような中で蒙古軍が来襲し、命をかけて將軍のために尽くし戦ったものの、それに見合う十分な恩賞もなく、御家人たちはさらに窮乏することとなり、同時に幕府に対する信頼も失われていきました。永仁の徳政令は、そうした御家人たちへの不満や窮乏に対する措置でした。

この法令は、主として御家人の所領に関するのですが、問題では、売却した分をもとの領主に戻すという法令の根幹を成す部分が理解できているかどうかを問

一般入試／日本史(前期)

[2]

【解答】(37点)

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| (1) a 井原西鶴 | |
| b 近松門左衛門 | |
| c 竹本義太夫 | |
| d 野々村仁清 | |
| e 尾形光琳 | |
| f 十返舎一九 | |
| g 曲亭馬琴 | |
| h 葛飾北斎 | |
| i 歌川広重 | (各2点×9) |
| (2) j (い) k (あ) l (あ) m (い) n (あ) | (各2点×5) |
| (3) 越後屋(三井・三越) | (3点) |
| (4) 松尾芭蕉 | (3点) |
| (5) 棄捐令 | (3点) |

【解説】

江戸時代前期の元禄文化から江戸時代後期の化政文化までを対象とした設問です。西川如見が町人の生き方を記した1719年成立の教訓書『町人囊』と、柄井川柳が創始し1765年から1838年にかけて順次刊行された川柳の撰集『誹風柳多留』を史料として取り上げました。

史料Bは『町人囊』の一節です。町人のもとへ富が蓄積されるとともに、百姓と町人の立場が相対的に変化し、町人が文化の担い手となっていったことを明快に論じています。元禄文化が隆盛した背景をここから読み取ることができます。

史料Cは、『誹風柳多留』に所収された川柳から著名なものを抜き出したものです。(ア)の川柳には、まるで通りのように人があふれる越後屋の様子が描かれます。武士などの得意先を相手にした商売から、庶民を相手にした薄利多売の商売への変化がうかがえます。(イ)の川柳は、「古池や 蛙飛び込む 水の音」という松尾芭蕉の俳句をからかったもので、冗談のなかにも知識水準の高さがみとれます。(ウ)の川柳は、儉約を武芸かのように自慢する武士を皮肉ったものです。このように、江戸幕府の動揺が顕著になればなるほど、社会を風刺する川柳は流行します。いわば江戸の町人文化は、庶民がより前面に出てくるという社会構造の変化を反映しているのです。

[3]

【解答】(24点)

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| (1) 廃藩置県 | (2点) |
| (2) 版籍奉還 | (2点) |
| (3) (旧)藩主((旧)大名) | (2点) |
| (4) 罷免され、華族として 東京居住を命じられた。 | (6点) |
| (5) c 薩摩 d 長州 | (順不同OK)(各2点×2) |
| (6) 徴兵告諭 | (2点) |
| (7) e 血税 f 20 | (各2点×2) |
| (8) 徴兵令 | (2点) |

【解説】

明治維新直後、中央集権国家体制の確立をいそぐ明治政府による諸政策に関わる設問です。史料Aは廃藩置県の詔、史料Bは徴兵告諭です。Aは、旧勢力を温存する役割を果たしていた藩体制を解消するための政策、Bは、富国強兵の基礎となる近代的軍隊の創設を目指す政策に関わる法令です。

1869年の版籍奉還後、新政府は中央集権化政策を積極的に推進しました。藩主の家禄と藩財政とは分離されましたが、旧大名は実質的に温存され、徴税と軍事の両権はこれまで通り各藩に属していました。新政府は藩制度の全廃を決意し、1871年、薩摩・長州・土佐の3藩から御親兵をつのって軍事力を固め、7月に廃藩置県を断行しました。すべての藩は廃止されて府県となり、旧大名である知藩事は罷免されて東京居住を命じられ、かわって中央政府が派遣する府知事・県令が地方行政にあたることとなりました。

また政府は、近代的な軍隊の創設をめざし、1872年の徴兵告諭にもとづいて、翌年1月、国民皆兵を原則とする徴兵令を公布しました。これにより、士族・平民の別なく、満20歳に達した男子から選抜して3年間の兵役に服させる統一的な兵制がたてられました。